

輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表 1（第 8 関係） 1 次検査の方法				別表 1（第 8 関係） 1 次検査の方法			
種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細	種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細
1 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 果樹、森林植物、 観賞用植物等の 苗木類（部分、 接穂等を含む。）	病徴・標徴 検査	サビイロハマキ、 <u>かん きつ</u> そうか病菌等の検 疫有害動植物	明るい場所又は照明下の検 査台上で検疫有害動物の卵、 幼虫、成虫等の有無、検疫 有害植物の寄生による病徴、 標徴等の異常、線虫の寄生 による根腐れ、ゴール等の 異常をルーペ、ピンセット 等を用いて検査すること。	2 果樹、森林植物、 観賞用植物等の 苗木類（部分、 接穂等を含む。）	病徴・標徴 検査	サビイロハマキ、 <u>カン キツ</u> そうか病菌等の検 疫有害動植物	明るい場所又は照明下の検 査台上で検疫有害動物の卵、 幼虫、成虫等の有無、検疫 有害植物の寄生による病徴、 標徴等の異常、線虫の寄生 による根腐れ、ゴール等の 異常をルーペ、ピンセット 等を用いて検査すること。
3 グラジオラス、 すいせん、ダリ ア、チューリッ プ、ゆり、わけ ぎ等の球根類	〃	ユリノクダアザミウマ、 <u>ゆり</u> 炭そ病菌等の検疫 有害動植物		3 グラジオラス、 すいせん、ダリ ア、チューリッ プ、ゆり、わけ ぎ等の球根類	〃	ユリノクダアザミウマ、 <u>ユリ</u> 炭そ病菌等の検疫 有害動植物	
4 キャッサバ、さ つまいも等の塊 根、さといも、 ばれいしょ、や まのいも等の塊 茎等のいも類	〃	クシコメツキ、 <u>さつま いも</u> つる割病菌等の検 疫有害動植物		4 キャッサバ、さ つまいも等の塊 根、さといも、 ばれいしょ、や まのいも等の塊 茎等のいも類	〃	クシコメツキ、 <u>サツマ イモ</u> つる割病菌等の検 疫有害動植物	
(注) (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕				(注) (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕			

別表 2 (第 8 関係)
2 次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)、(2) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	(3) てんさい		400 粒	<u>Fusarium oxysporum</u> f. sp. <u>betae</u>	
		遠心分離法	3,000 粒	<u>Uromyces betae</u>	〔略〕
	(4) とうもろこし			<u>Claviceps gigantea</u>	〔略〕
	(5) 〔略〕	〔略〕		〔略〕	
	(6) いね、いんげん まめ、えんばく、オーチャードグラス、からすむぎ、きゅうり、こむぎ、すいか、チモシー、てんさい、とうもろこし、ゆうがお、らいまめ、らいむぎ、うしのけぐさ属、おおむぎ属、かぼちゃ属、からすむぎ属、こむぎ属、もろこし属	外観検査、プロッター検査		<u>Cochliobolus victoriae</u> , <u>Diplodia frumenti</u> , <u>Drechslera biseptata</u> , <u>Elsinoe phaseoli</u> , <u>Stenocarpella macrospora</u> , <u>Stenocarpella maydis</u> , いねすじ葉枯病、うり類 つる枯病、こむぎ・から すむぎ赤かび病、こむぎ ふ枯病、すいか炭そ病、 てんさい褐斑病、てんさい いじゃのめ病	〔略〕
	(7)、(8) 〔略〕			〔略〕	〔略〕
	(9) トールフェスク、 らいむぎ、いちごつなぎ属、すずめの ちゃひき属、どくむぎ属、ぬかぼ属	外観検査、 浸漬法検査		<u>Gloeotinia temulenta</u>	〔略〕
	(10) らいまめ	外観検査、 プロッター検査、 蛍光抗体法検査、 遠心分離法		<u>Phytophthora phaseoli</u>	〔略〕
	(11) こむぎ属	外観検査、 遠心分離法		<u>Tilletia indica</u>	〔略〕
	(12)、(13) 〔略〕			〔略〕	〔略〕

別表 2 (第 8 関係)
2 次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)、(2) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	(3) てんさい		400 粒	<u>Fusarium oxysporum</u> f. sp. <u>betae</u>	
		遠心分離法	3,000 粒	<u>Uromyces betae</u>	〔略〕
	(4) とうもろこし	外観検査		<u>Claviceps gigantea</u>	〔略〕
	(5) 〔略〕			〔略〕	〔略〕
	(6) いね、いんげんまめ、えんばく、オーチャードグラス、からすむぎ、きゅうり、こむぎ、すいか、チモシー、てんさい、とうもろこし、ゆうがお、らいまめ、らいむぎ、うしのけぐさ属、おおむぎ属、かぼちゃ属、からすむぎ属、こむぎ属、もろこし属	外観検査、プロッター検査		<u>Cochliobolus victoriae</u> 、 <u>Diplodia frumenti</u> 、 <u>Drechslera biseptata</u> 、 <u>Elsinoe phaseoli</u> 、 <u>Stenocarpella macrospora</u> 、 <u>Stenocarpella maydis</u> 、いねすじ葉枯病、うり類つる枯病、こむぎ・からすむぎ赤かび病、こむぎふ枯病、すいか炭そ病、てんさい褐斑病、てんさいじゃのめ病	〔略〕
	(7)、(8) 〔略〕			〔略〕	〔略〕
	(9) トールフェスク、らいむぎ、いちごつなぎ属、すずめのちやひき属、どくむぎ属、ぬかぼ属	外観検査、浸漬法検査		<u>Gloeotinia temulenta</u>	〔略〕
	(10) らいまめ	外観検査、プロッター検査、蛍光抗体法検査、遠心分離法		<u>Phytophthora phaseoli</u>	〔略〕
	(11) こむぎ属	外観検査、遠心分離法		<u>Tilletia indica</u>	〔略〕
	(12)、(13) 〔略〕			〔略〕	〔略〕

	(14)えんどう、きば なのはうちわまめ、グ ラスビー (<i>Lathyrus</i> <i>sativus</i>)、スイート ピー、だいず、はう ちわまめ、ひよこま め、ひらまめ、むら さきうまごやし、そ らまめ属	ロート・浮 遊法検査	ふるい別 検査（1次 検査）によ り採取され た塵埃等の 全量	<i>Heterodera goettingiana</i>	ふるい別検 査による1 次検査で塵 埃等が認め られた場合、ロート ・浮遊法検 査を実施す ること。
	(15)あかざ属、あぶ らな属、だいこん属、 ふだんそう属、ほう れんそう属			<i>Heterodera schachtii</i>	
	(16)あわ、いね、え んばく、おおむぎ、 こむぎ、スーダング ラス、テオシント、 とうもろこし、もろ こし			<i>Heterodera zeae</i>	
	(17)にんじん属、や ぶじらみ属			<i>Heterodera carotae</i>	
	(18)どくむぎ属、ト ールフェスク	外観検査、 直接分離法 検査	30g	<i>Anguina funesta</i>	ゴール等が 認められた 場合、直接 分離法検査 を実施する こと。
(注)	(19)上記(2)から (18)以外の種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	(20)からまつ、しら びそ、すぎ、つげ、 ひのき、ばら属及び まめ科の牧草種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(14)上記(2)から (13)以外の種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(15)からまつ、しら びそ、すぎ、つげ、 ひのき、ばら属及び まめ科の牧草種子	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(注) (略)

別表 3（第 12 関係）

1 臭化メチルによる消毒方法の基準 (薬量：g／内容積 m³)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘 要
〔略〕	倉庫くん蒸	〔略〕	〔略〕	特 A 級 又は A 級	ガス濃度を 40 分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
〔略〕		〔略〕	〔略〕		
〔略〕		〔略〕	〔略〕		
〔略〕		〔略〕	〔略〕		
やまはぎ及びいたちはぎ種子に食入するマメゾウムシ類		50	48 時間		

(注) もも核子並びにやまはぎ及びいたちはぎ種子の消毒は、輸入者から薬害が生じてもやむを得ない旨申し出があった場合にのみ実施すること

2、3 〔略〕

4 選別による消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	選 別 程 度	摘 要
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	
種子に付着するだいず紫斑病菌等	〔略〕	

別表 3（第 12 関係）

1 臭化メチルによる消毒方法の基準 (薬量：g／内容積 m³)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘 要
〔略〕	倉庫くん蒸	〔略〕	〔略〕	特 A 級 又は A 級	ガス濃度を 40 分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
〔略〕		〔略〕	〔略〕		
〔略〕		〔略〕	〔略〕		
〔略〕		〔略〕	〔略〕		
ヤマハギ及びイタチハギ種子に食入するマメゾウムシ類		50	48 時間		

(注) もも核子並びにヤマハギ及びイタチハギ種子の消毒は、輸入者から薬害が生じてもやむを得ない旨申し出があった場合にのみ実施すること。

2、3 〔略〕

4 選別による消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	選 別 程 度	摘 要
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	
種子に付着するダイズ紫斑病菌等	〔略〕	